

相模原市落書き行為の防止に係る消去用具等の貸出しに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、相模原市落書き行為の防止に関する条例(平成27年相模原市条例第11号。以下「条例」という。)の趣旨に鑑み、まちの美観を回復させるとともに、落書き行為による被害を防止するため、市民、事業者等が行う落書きの消去作業等に必要な用具等の貸出しについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとし、その他の用語の意義は、条例の例による。

- (1) 消去作業等 落書きを消去し、又は落書きに上塗りをする等によりこれを識別できない状態にすることのほか、その再発を防止するために看板を設置する作業等をいう。
- (2) 消去用具等 落書きの消去作業等のために必要と認められた用具で、市が貸し出すものをいう。

(対象者)

第3条 消去用具等の貸出しを受けることができる者は、市民等、事業者及び建物所有者等とする。

(申請)

第4条 消去用具等の貸出しを受けようとする者(以下「申請者」という。)は、落書き消去用具等貸出申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

(協議)

第5条 申請者は、消去作業等の方法、使用する消去用具等について、市長と十分に協議を行うものとする。

- 2 市長は、前項の協議において必要があると認められる場合には、現地調査を行うものとする。
- 3 市長は、第1項の協議において双方の合意が得られない場合には、申請書を受理しないものとする。

(消去作業等の実施)

第6条 消去用具等を使用する者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項に

留意し、自らの責任において作業をするものとする。

- (1) 周囲に気を配り、作業時の安全確保に努めること。
- (2) 消去用具等が破損しないよう取扱いに注意すること。
- (3) 液剤類の使用に当たっては、必要最小量の使用を心がけること。

(報告及び返却)

第 7 条 使用者は、消去作業等をした後 1 4 日以内に、活動報告書(第 2 号様式)を市長に提出し、消去用具等(液剤類については、残量がある場合に限る。)を返却しなければならない。

附 則

この要綱は、平成 2 7 年 1 0 月 1 日から施行する。